

日蘭社会保障協定 説明会

2009年2月 社会保険庁



日蘭社会保障協定の概要

- (1) 社会保障協定の主旨
- (2) 二重加入の防止
- (3) 保険料の掛け捨ての防止 (期間通算)

日蘭社会保障協定に関する手続き

- (1) 二重加入の防止のための手続き
適用証明書の交付手続き
- (2) 年金請求の手続き
協定による日本年金を請求するための手続き

参考 日本の年金給付の概要

日蘭社会保障協定の概要

日蘭社会保障協定の概要

(1) 社会保障協定の主旨

背景

国際的な人的交流活発化

海外で就労・派遣される日本人・オランダ人の増加

問題点

保険料の二重負担

保険料の掛け捨て

これらの問題を解決するため]

二国間で社会保障協定を締結



日蘭社会保障協定の概要

(2)二重加入の防止

二重加入の防止の考え方- 1

日本・オランダの年金・医療保険制度のうち、いずれかに加入する。

対象となる社会保障制度

日本： 年金制度
医療保険制度

* 任意加入制度に継続して加入することはできる。

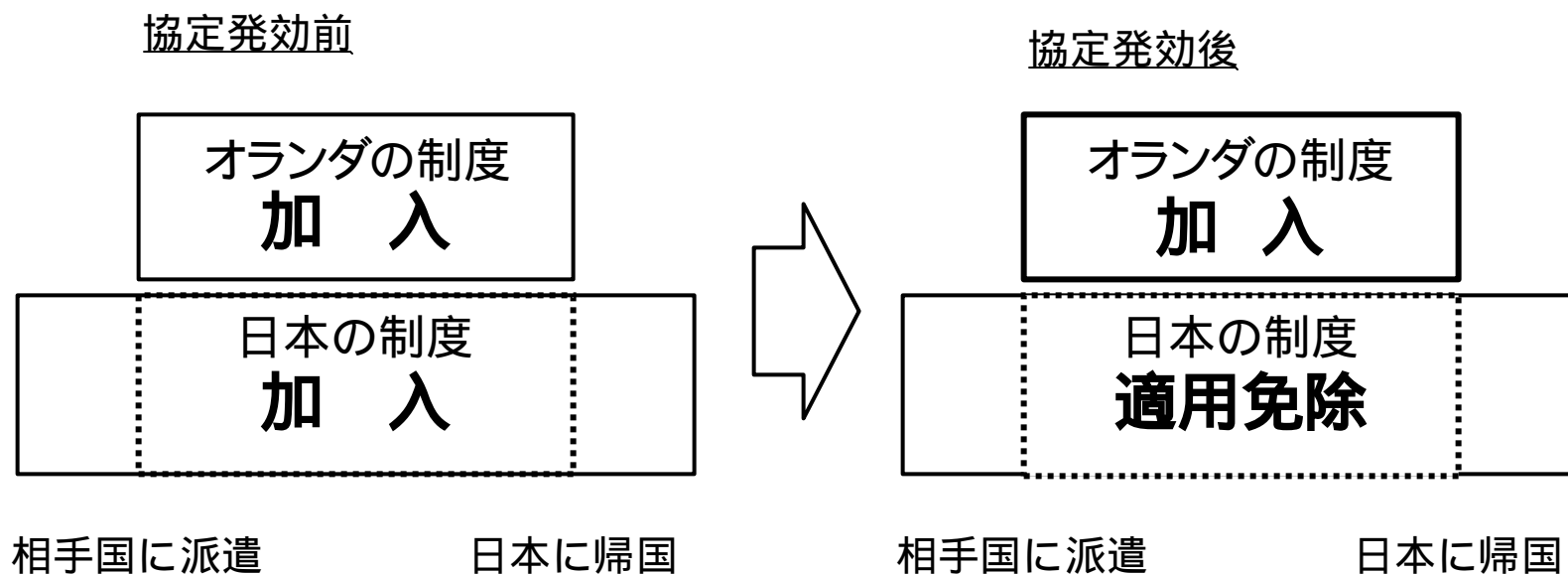
オランダ： 国民保険制度 (老齢給付及び遺族給付)
被用者保険制度 (障害給付及び失業給付)
児童手当

日蘭社会保障協定の概要

(2)二重加入の防止

二重加入の防止の考え方-2

原則



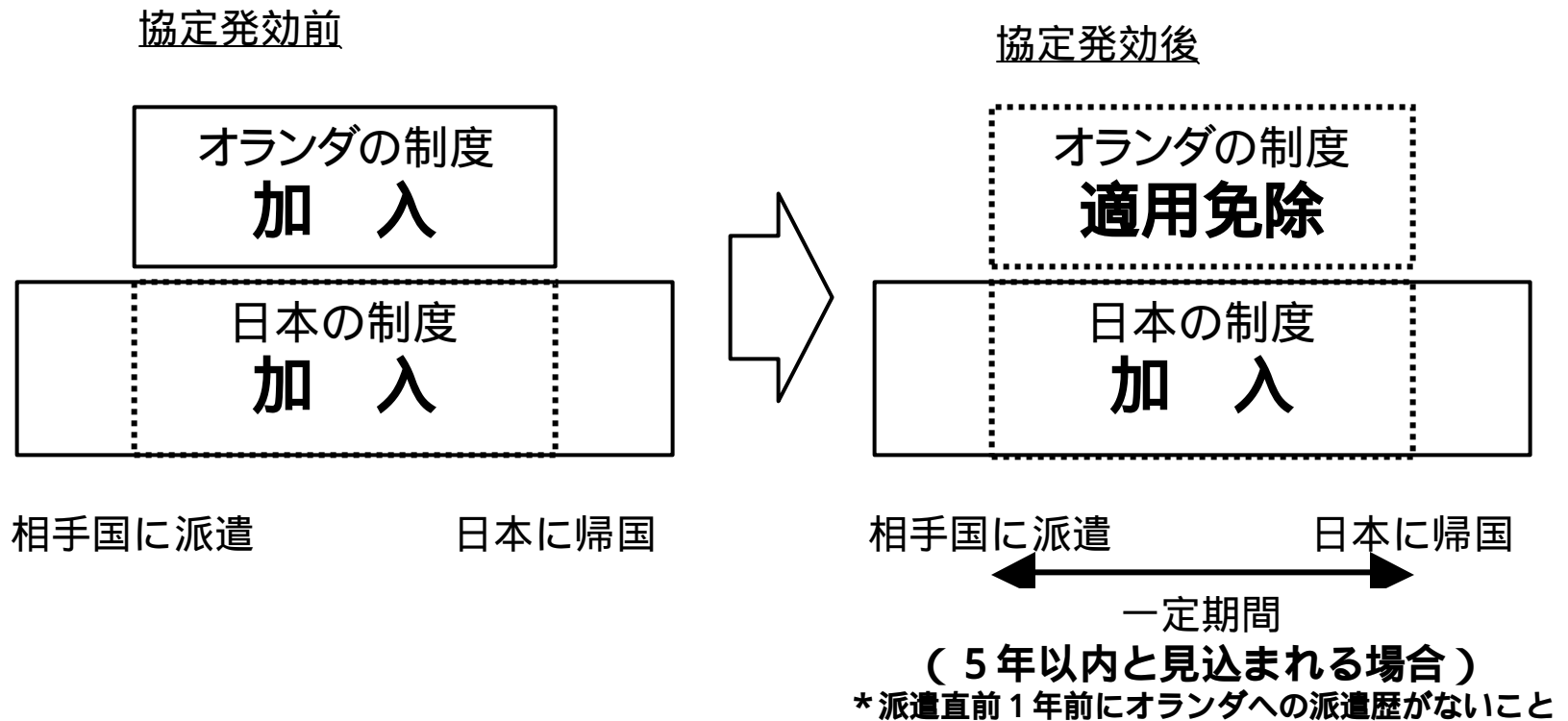
就労している国の制度のみに加入する

日蘭社会保障協定の概要

(2)二重加入の防止

二重加入の防止の考え方-3

特別規定・・・派遣元の国の制度のみ加入する



* オランダ国内の事業所から日本国内の事業所へ一定期間派遣される場合には、協定によりオランダの制度を継続加入することができるようになる。



日蘭社会保障協定の概要

(2)二重加入の防止

二重加入の防止の考え方- 4

オランダの制度が免除となるには

1)被用者の場合：

- 厚生年金保険の被保険者であること

厚生年金非適用事業所の場合は、国民年金の第1号被保険者であること

- 日本の事業所との雇用関係が継続しており、日本の事業所との雇用に基づいて派遣されること

- 派遣期間が5年以内と見込まれる場合であること

- **前回の派遣終了日から1年以上経過していること**

日仏協定と同様の条件



日蘭社会保障協定の概要

(2)二重加入の防止

二重加入の防止の考え方- 5

オランダの制度が免除となるには

2)自営業者の場合：

- 国民年金の第1号被保険者であること
- 自営活動の期間が5年を超えないと見込まれる場合
であること



日蘭社会保障協定の概要

(2)二重加入の防止

二重加入の防止の考え方- 6

オランダの制度が免除となるには

3)被用者・自営業者に随伴する配偶者又は子の場合：

- 被用者・自営業者がオランダの制度から免除されること
- その配偶者又は子がオランダで就労しないこと

* 日本の制度が免除される被用者・自営業者に随伴する配偶者・子は、日本の制度は免除されない。



日蘭社会保障協定の概要

(2)二重加入の防止

二重加入の防止の考え方- 7

一時派遣の延長

- 総派遣期間が5年以内であれば、適用継続は可能である。
- 原則として5年を超える延長は認められない。
- オランダ連絡機関との間で協議のうえ、延長が認められることがある。



日蘭社会保障協定の概要

(2)二重加入の防止

二重加入の防止の考え方-8

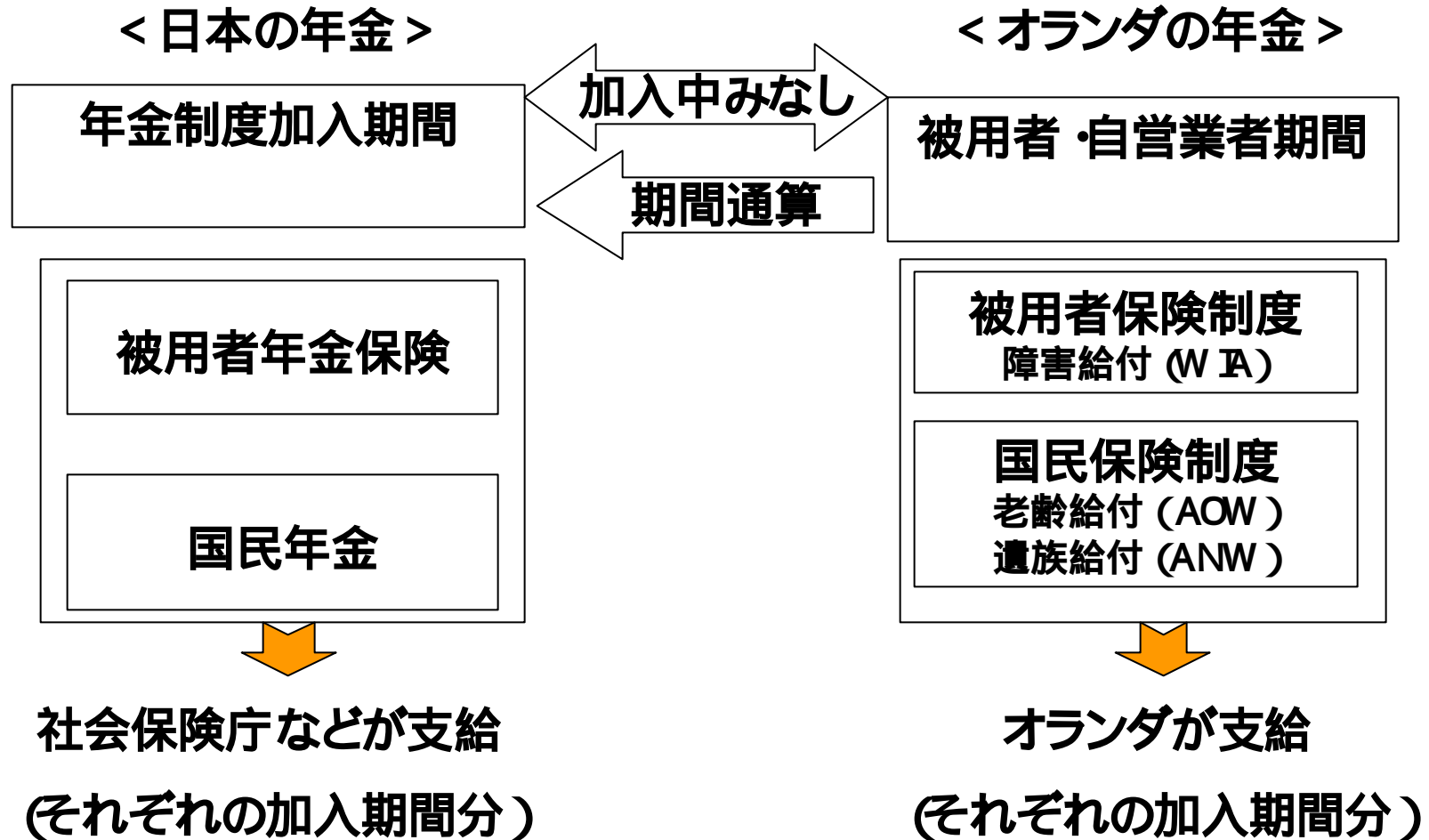
協定発効前から引き続き派遣が継続される場合

- 発効日から5年以内に派遣が終了する見込みであれば、オランダの制度が免除される。

日蘭社会保障協定の概要

(3) 保険料の掛け捨ての防止 (期間通算)

保険期間の通算 (イメージ) : 全体像





日蘭社会保障協定の概要

(3)保険料の掛け捨ての防止 (期間通算)

期間の通算の考え方

・日本の老齢年金は、
原則として25年(300月)の年金加入期間を必要とするが、日本の年金加入期間だけでは25年を満たさない場合、オランダ年金制度の保険期間を通算することができる。

オランダの年金給付は、
年金加入期間に応じて支給。日本の年金加入期間を通算する必要はない。

* 通算の場合のオランダ制度の保険期間とは、
オランダの法令による雇用期間
自営活動の期間
任意加入期間
など、居住のみに基づくものを除いた期間。

日蘭社会保障協定の概要

(3) 保険料の掛け捨ての防止 (期間通算)

期間の通算の考え方 - 事例 1

日本の年金加入期間 19年

オランダ年金制度の保険期間 19年

協定発効前)

日本年金 不支給

オランダの給付 一部支給

オランダと協定を結んでいない国に在住する人に対して減額支給

協定発効後)

日本年金 支給

オランダの給付 全額支給

日蘭社会保障協定の概要

(3) 保険料の掛け捨ての防止 (期間通算)

期間の通算の考え方 - 事例 2 (重複がある場合)

日本の年金加入期間 19年		
(10年)	(9年)	
	(9年)	(6年)
オランダ年金制度の保険期間 15年		

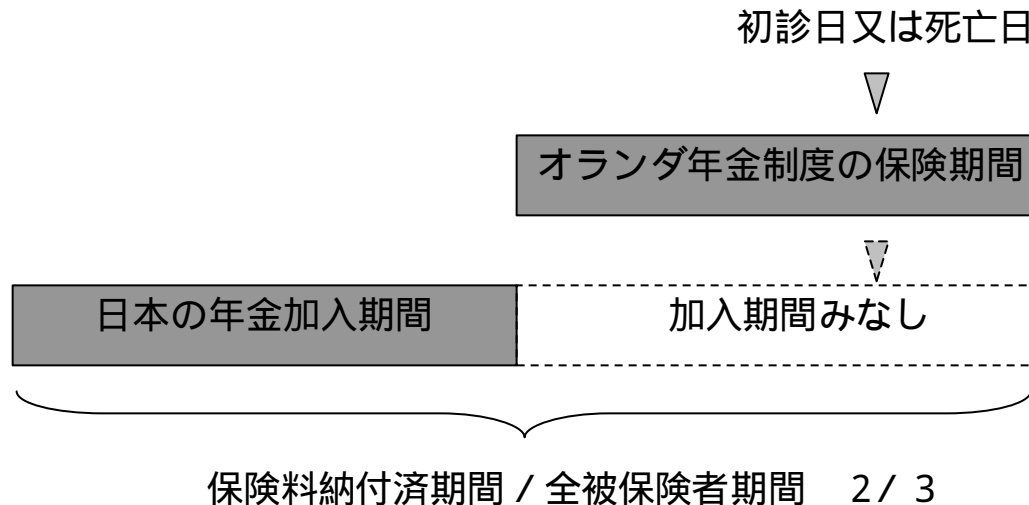
通算された年金加入期間 25年

両国の加入期間で重複した期間は、ダブルカウントしない。

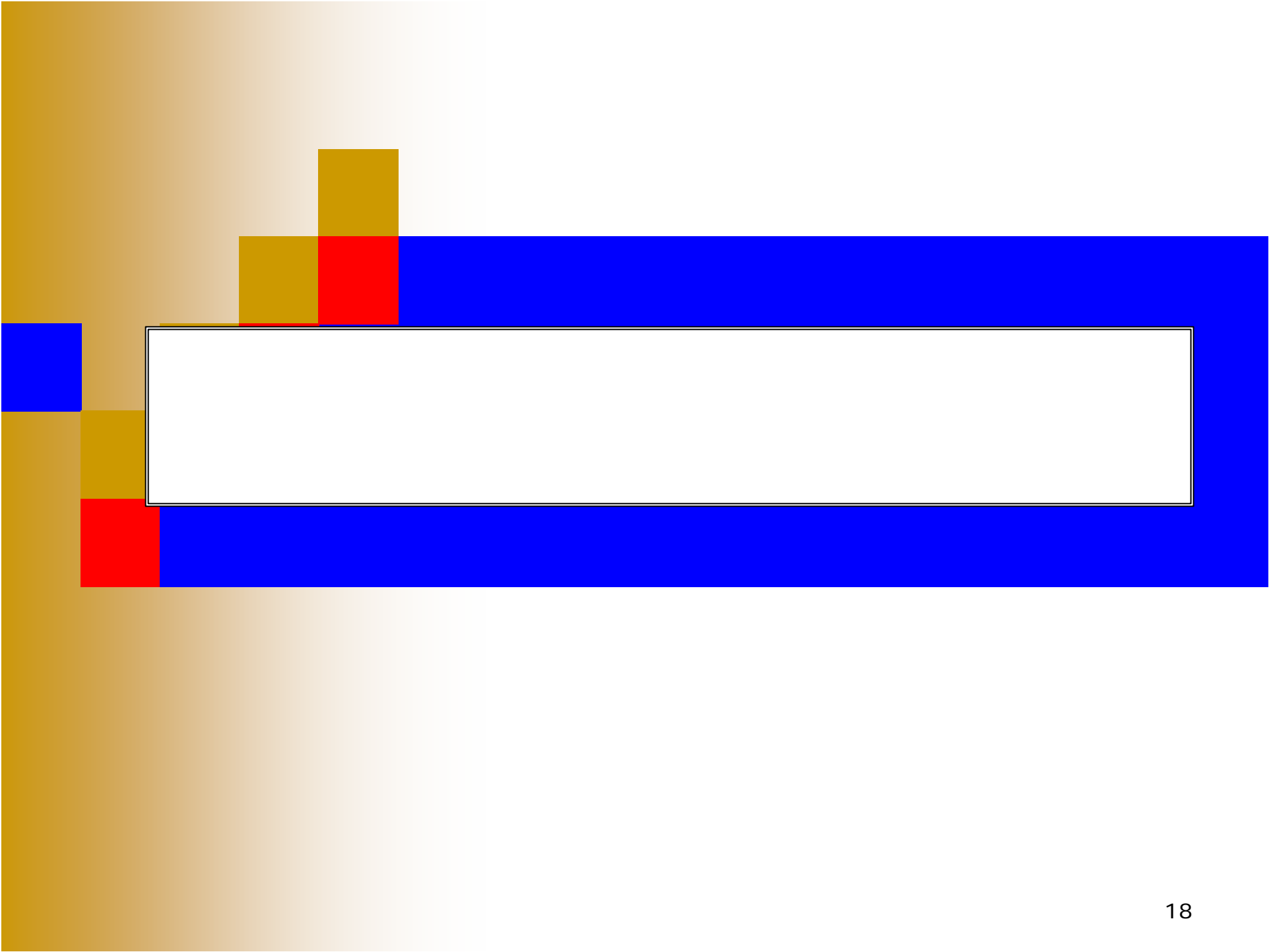
日蘭社会保障協定の概要

(3) 保険料の掛け捨ての防止 (期間通算)

期間の通算の考え方 - 事例3 (障害・死亡の加入中みなし)



- 障害又は遺族年金には、初診日または死亡日において、日本の年金制度に加入していなければならないという要件があるが、初診日がオランダ年金制度の保険期間中にある場合には、日本の年金制度に加入していたものとみなす。
* オランダの障害又は遺族給付も同様に日本の期間中に事故があった場合に加入中とみなされる。
- 日本の年金加入期間だけでは納付要件 (初診日または死亡日の前々月までの保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が全被保険者期間の3分の2以上である等) を満たさない場合には、オランダ年金制度の保険期間を日本の年金加入期間とみなす。

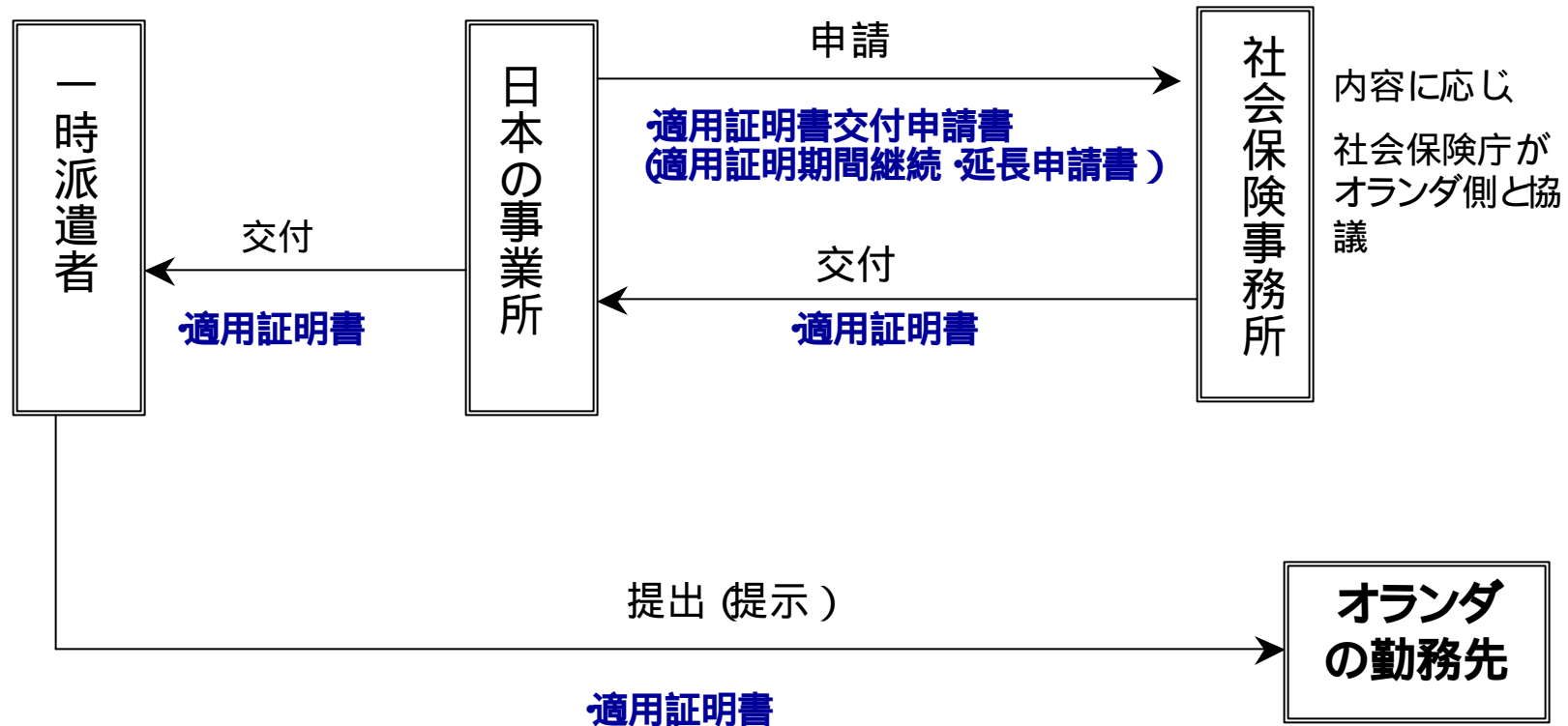


日蘭社会保障協定に 関する手続き

日蘭社会保障協定に関する手続き

(1) 二重加入の防止のための手続き

一時派遣者 (5年未満見込者) の場合の手続き





日蘭社会保障協定に関する手続き

(1)二重加入の防止のための手続き

適用証明書の交付手続き

適用証明書交付申請書



日蘭協定 厚
用証明書交付申

日蘭社会保障協定に関する手続き

(1)二重加入の防止のための手続き

適用証明書の交付手続き

適用証明書

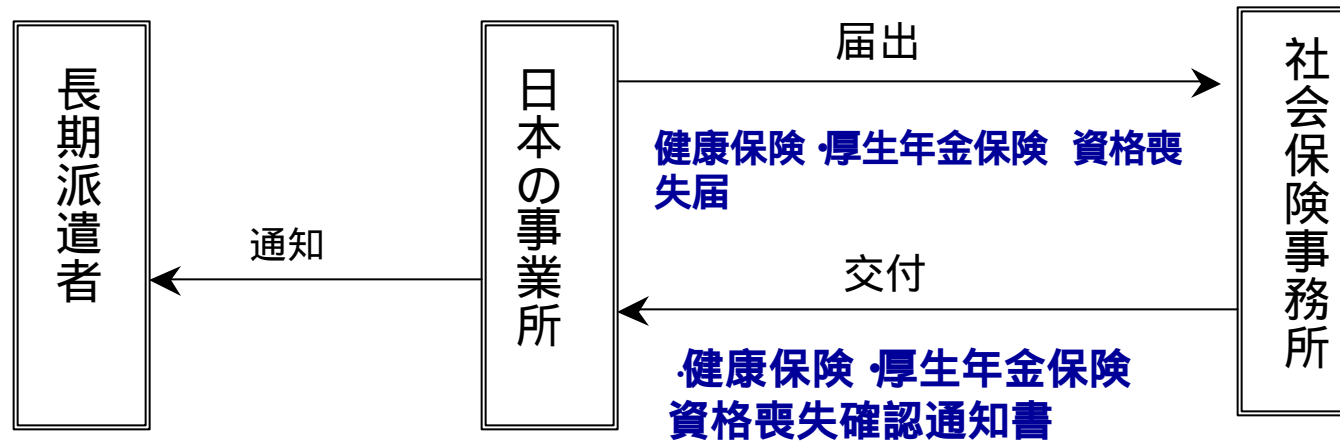


日蘭協定 適
用書 (日本側)

日蘭社会保障協定に関する手続き

1. 日本への手続き

長期派遣者 (5年超見込者) の場合の手続き





日蘭社会保障協定に関する手続き

(2)年金請求の手続き

協定による日本年金を請求するための手続き - 申請方法、年金の支払、時効

申請方法

年金を受給できる年齢になった時点以後に、社会保険担当窓口へ、裁定請求書および必要書類を提出する。

年金の支払

受給権発生日の翌月分から支給される。原則として年に6回(偶数月)1回につき2ヶ月分が支給される。

支払の時効

年金の支払の時効は5年。5年を超えて申請した場合、5年以上前の年金は時効により支給されない。



日蘭社会保障協定に関する手続き

(2)年金請求の手続き

協定による年金を請求するための手続 - 申請窓口

申請窓口

協定発効前)

日本年金の申請は日本の年金担当窓口へ、オランダ年金の申請はオランダの年金担当窓口へ行う必要があった。

協定発効後)

オランダの年金担当窓口で、日本年金の申請が可能。また、日本の年金担当窓口で、オランダ年金の申請が可能。

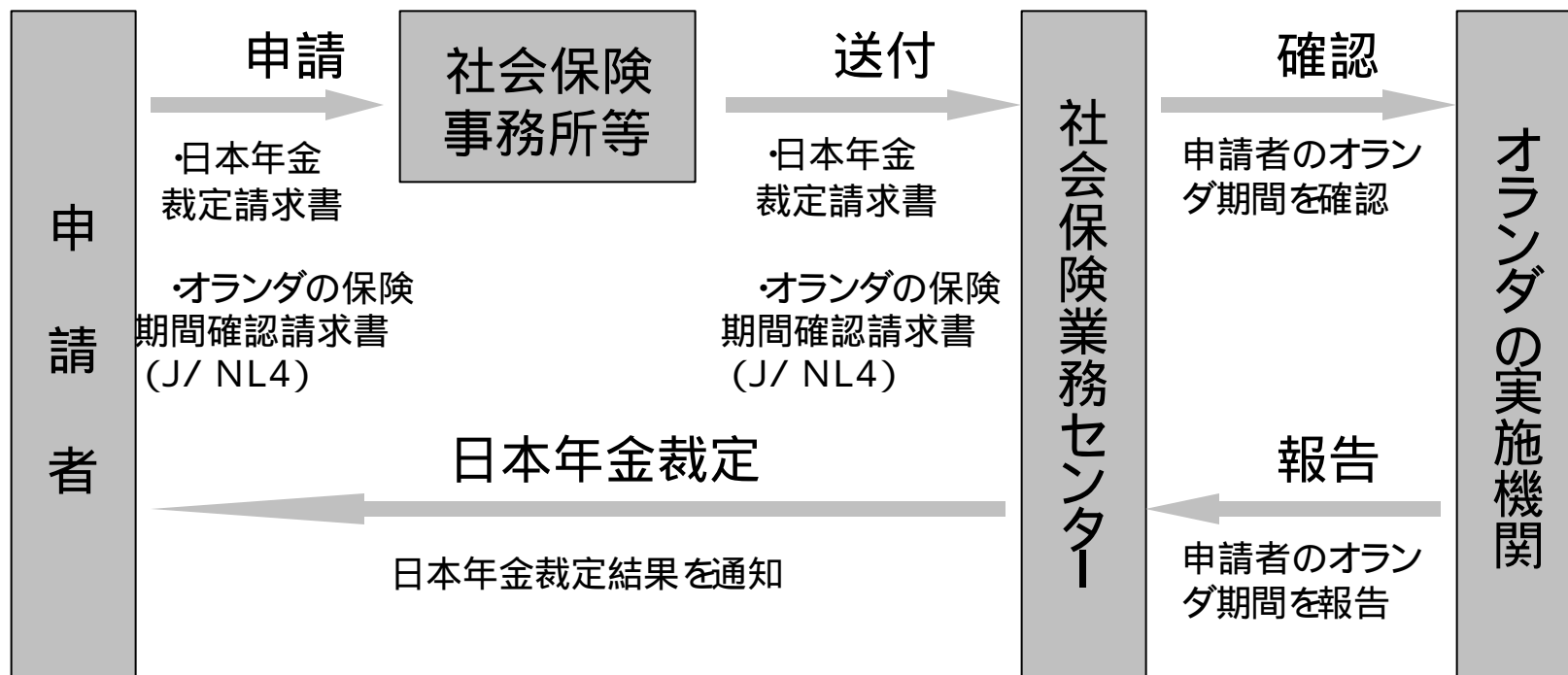
日蘭社会保障協定に関する手続き

(2)年金請求の手続き

協定による年金を請求するための手続 - 日本居住者の場合

オランダ期間を有する日本居住者が、日本年金を請求する場合の流れ

日本の期間のみでは受給資格要件を満たさず、オランダの期間を通算する場合



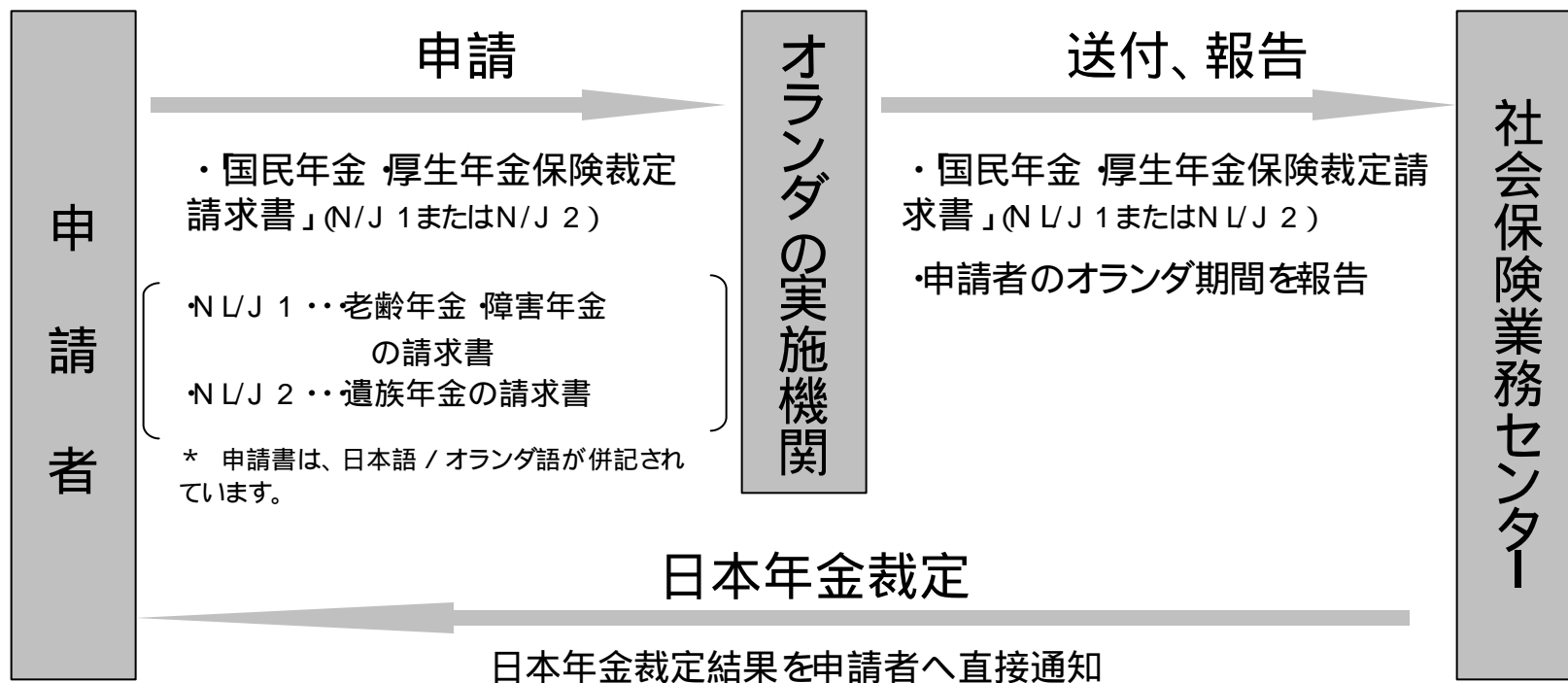
日蘭社会保障協定に関する手続き

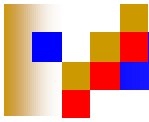
(2)年金請求の手続き

協定による年金を請求するための手続 - オランダ居住者の場合

日本期間を有するオランダ居住者が、日本年金を請求する場合の流れ

日本の期間のみでは受給資格要件を満たさず、オランダの期間を通算する場合





[参考]

社会保険庁ホームページ 各国との社会保障協定」

<http://www.sia.go.jp/seido/kyotei/index.htm>

又は

社会保障協定

検索

日蘭協定などの直近の協定発効状況を掲載
社会保障協定の概要・手続きを説明
各申請書が入手可能
協定相手国のホームページのリンク先を掲載

参考 日本の年金給付の概要



日本の年金給付の概要 - 老齢基礎年金

日本の老齢年金は、一定期間以上年金制度に加入して、保険料を納付した方が、一定の年齢に達したときに支給される。

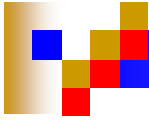
老齢基礎年金

公的年金制度に加入した期間を、原則として**25年(300月)以上**持っている方に、**65歳**から支給。

・国民年金の保険料納付期間のほか、保険料免除期間、厚生年金保険の被保険者期間や共済組合の組合員期間、また合算対象期間(カラ期間)等を含めて、25年を満たすかどうかを判断する。

繰上げ請求により、60歳からの受給も可能(支給額は減額。)

繰下げ請求により、66歳以後からの受給も可能(支給額は増額。ただし、70歳以後の増額率は70歳と同率。)



日本の年金給付の概要 - 老齢厚生年金

老齢厚生年金

厚生年金保険の被保険者であった方が、老齢基礎年金の受給資格期間 (原則 25年) を満たしている場合に、報酬比例の年金として、老齢基礎年金に上乘せする形で支給。

・厚生年金保険に **1ヶ月** でも加入したことがあれば支給。

60歳代前半の老齢厚生年金 (特別支給の老齢厚生年金)

老齢基礎年金の受給資格期間 (原則 25年) を満たし、かつ、厚生年金保険に 12ヶ月以上加入したことがある方に、60歳 (生年月日に応じて 61 ~ 64歳) から 65歳まで支給。

・対象者は昭和 36年 (1961年) 4月 1日以前生まれの男子、または昭和 41年 (1966年) 4月 1日以前生まれの女子のみ。(31ページ参照)

日本の年金給付の概要 - 老齢給付の受給開始年齢

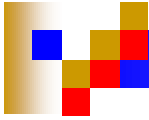
請求が必要な年齢

生年月日		特別支給の老齢厚生年金		老齢基礎年金 老齢厚生年金
男子	女子	報酬比例部分	定額部分	
S16(1941).4.2~	S21(1946).4.2~		61歳	65歳
S18(1943).4.2~	S23(1948).4.2~		62歳	
S20(1945).4.2~	S25(1950).4.2~		63歳	
S22(1947).4.2~	S27(1952).4.2~		64歳	
S24(1949).4.2~	S29(1954).4.2~		なし	
S28(1953).4.2~	S33(1958).4.2~			
S30(1955).4.2~	S35(1960).4.2~			
S32(1957).4.2~	S37(1962).4.2~			
S34(1959).4.2~	S39(1964).4.2~			
S36(1961).4.2~	S41(1966).4.2~	なし		

<イメージ>

65歳

報酬比例部分	老齢厚生年金
定額部分	老齢基礎年金



日本の年金給付の概要 - 障害年金

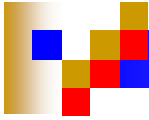
障害基礎年金

国民年金の被保険者期間中または被保険者資格喪失後でも60歳以上65歳未満で、日本国内に在住中に初診日のある傷病で障害の状態になり障害認定日(初診日から1年6ヶ月後)に1級または2級の障害の状態にある方に支給。

障害厚生年金

厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病で障害の状態になり、障害認定日(初診日から1年6ヶ月後)に1級、2級または3級の障害の状態にある場合に支給。

- ・1級または2級の障害の状態にある場合は「障害厚生年金 + 障害基礎年金」を支給。
- ・3級の障害の状態にある場合は「障害厚生年金」を支給。



日本の年金給付の概要 - 遺族年金

遺族基礎年金

国民年金または厚生年金保険の被保険者もしくは被保険者であった方が死亡した場合に、死亡した方に生計を維持されていた子のある妻または子に支給。

遺族厚生年金

厚生年金保険の被保険者または被保険者であった方が死亡した場合に、死亡した方に生計を維持されていた妻（または夫）、子、父母、孫または祖父母に支給。

社会保障協定について

(1)日本における協定の締結状況

協定相手国	発効年月	二重加入防止の対象	加入期間の通算
 ドイツ	2000年 2月	日 :年金 独 :年金	あり
 イギリス	2001年 2月	日 :年金 英 :年金	なし
 韓国	2005年 4月	日 :年金 韓 :年金	なし
 アメリカ	2005年 10月	日 :年金、医療保険 米 :年金、医療保険	あり
 ベルギー	2007年 1月	日 :年金、医療保険 白 :年金、医療、労災、雇用保険	あり
 フランス	2007年 6月	日 :年金、医療保険 仏 :年金、医療、労災保険	あり
 カナダ	2008年 3月	日 :年金 カナダ :カナダ年金制度 (CPP)	あり (カナダ老齢保障制度)
 オーストラリア	2009年 1月	日 :年金 豪 :退職年金保障制度 (SG)	あり (老齢年金制度)